

人吉市農業委員会定例総会
(第8回)

令和5年7月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和5年7月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 45 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 46 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 47 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 4 議第 48 号 令和5年度農地利用集積等促進計画（案）について
日程第 5 議第 49 号 非農地証明願について
日程第 6 議第 50 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）の変更について
日程第 7 議題 51 号 人吉市農業委員会農地利用最適化実践チームのチーム員の選任及びリーダーの互選について
日程第 8 議題 52 号 人吉市農業委員会部会部員の選任について

○ 出席農業委員（9名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	刈 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人

同	13番	段村洋一
同	14番	山本雄二
同	15番	竹田博
同	16番	有瀬英憲
同	17番	中村郁子
同	18番	椎葉徹
同	19番	元田和弘
同	20番	赤池親
同	22番	仲村建彦
同	23番	北山加一郎
同	24番	東悟
同	25番	東照

○欠席した委員

農業委員	8番	宮崎右男
推進委員	21番	迫田公江

議事録署名農業委員	3番	原口政廣
議事録署名推進委員	11番	牛塚敬一郎

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前村洋宣
係	長	豊永英紀
主	任	渕田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会：9時30分

○（議長）おはようございます。本日は8番委員と21番委員から欠席届が出ております。

また、2番委員が裁判の関係で途中から参加されとのことでした。

本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。

ただ今から令和5年第8回人吉市農業委員会総会を開会いたします。

議事録署名委員に3番委員、11番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

- （議長） 日程第 1・議第 45 号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- （事務局係長） 日程第 1・議第 45 号 朗読
- （議長） 1 番から 2 番について 9 番委員の調査報告をお願いします。
- （9 番委員） おはようございます。農地法第 3 条の 1 番について報告をします。議案書ならびに位置図をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田で 1 筆、面積は 9 4 1 m²、農用外でございます。権利種別は 3 条無償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。譲受人は造園業をしながら水稻栽培をされておられます。申請地につきましては、A 判定のように荒れておりました。申請地にはブルーベリーやレモンなどを植えられるとのことでした。また、自宅近くに温泉施設を作られるということでありまして、将来的には観光農園という形でやっていきたいということでもございました。3 条の調査書をご覧ください。調査書の 1 番、4 番、6 番は該当しないと判断をいたしました。皆様のご審議の方、よろしくをお願いします。
- （事務局係長） 遅くなりましたが、事務局より補足説明をさせていただきます。いつもであれば、タブレットを使って資料を閲覧していただいておりますが、全国的にタブレットの不具合が起きておりまして、今回、タブレットが使えませんので、机上に位置図と調査書をお配りしておりますので、そちらのほうをご覧ください。
- （議長） 続けて 2 番の調査報告をお願いします。
- （9 番委員） 次に 2 番の調査報告をします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は 2 筆合計の 1, 7 3 6 m²、農用外となっております。これは 3 条有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。譲受人は先ほどの 1 番と同じ方でございます。申請地は 1 番の申請地の隣になりまして、同じように A 判定のように荒れております。同じようにブルーベリー等を植栽され、観光農園のようにして活用したいということでもございます。また、障がい者の方の雇用場としても経営を考えているということでもございました。3 条の調査書をご覧ください。調査書の 1 番、4 番、6 番は該当しないと判断をいたしました。皆様のご審議の方、よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。1番と2番の調査報告でございましたので、まずは1番について採決を行います。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
続きまして、2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について6番委員の調査報告をお願いします。

- （6番委員）初めての案件で緊張しますが、皆さんよろしくお願いします。

議第55号、農地法第3条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆で330㎡です。有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は、譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始となっております。新規就農者でございます。申請地は位置図の2ページをご覧ください。現地を確認いたしましたが、譲受人の方が数年前から借りられて野菜を栽培されておられます。見事な家庭菜園を作っておられます。年齢も73歳となっておりますが、楽しみながらこれからも栽培されるということでございます。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願います。

- （議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

- （３番委員）譲受人が７３歳で新規就農者ということですが、年齢制限があったような覚えがあります。私の勉強不足ですが、新規就農者は補助金の対象者にもなるのでしょうか。
- （事務局係長）事務局からですが、新規就農者に特に年齢の制限はございません。認定新規就農者で制度関係を使いたいということであれば、そこに年齢の制限はあります。新規就農であれば何歳からでも農業を始めていただいて結構です。年齢の制限等もございません。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （１６番委員）面積が３３０㎡に対して売買金額の総額が２０６万２，５００円と高い気がします。そのことについて基準と言いますか、どのように決められたのでしょうか。
- （６番委員）私も金額について気にはなっていましたが、特にお聞きしませんでした。私の考えとしては宅地並みに金額の設定をされたのではないかと考えています。
- （議長）事務局渕田主任。
- （事務局 渕田主任）事務局から補足をさせていただきます。今回、３条の申請について進めておりますが、この後の５条にその農地に入るための通路の転用申請が上がってきております。ここに記載しておりますのは、こちらを含めた金額になります。田だけでの金額ではなく、通路を含めたこの金額になっていると伺っております。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。
- （ 挙手の状況をみて ）
- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。

4 番について担当委員は 2 番委員になりますが、諸事情により、7 番委員の調査報告をお願いします。

- （7 番委員）おはようございます。議第 4 5 号、農地法第 3 条の許可申請に対する 4 番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で農振区分は農用内、面積は 4 筆で 5, 9 5 8 m²です。位置図は 3 ページと 4 ページです。3 条の無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、場所は別紙位置図のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始です。譲受人は新規就農者ですが、機械の所有状況、労働力の確保からみて農地を効率的に利用できると判断出来ます。調査書をご覧ください。調査書の 1 番、4 番、6 番は該当しません。よって総合判断としまして、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。4 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって 4 番は原案可決いたしました。
5 番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

- （職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。
5 番について 1 0 番委員の調査報告をお願いします。

- （1 0 番委員）議第 4 5 号、農地法第 3 条の許可申請に対する 5 番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、3 筆で 5, 0 5 8 m²でございます。農振区分は農用内で、有償移転であります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大であります。申請地は別紙の位置図 5 ページのとおりです。譲受人は現在、この地区内にあります農事組合法人に理事として所属しており、農業に従事しておられます。こ

の申請地につきましては、ミシマサイコの栽培のために農事組合法人が共同作業地として借り受けをされておられます。現地に行って確認をしましたところ、鳥獣被害が大変多い地区ですが、この地におきましては、鳥獣被害対策は完全にとりながら管理をされておられる様子でございました。位置図の下にあります1, 439㎡の農地につきましては、非常にイノシシの被害がひどく、荒らされておりました。見たところ管理をされていない農地に見受けられましたので、耕起作業と草払い作業をお願いした経緯がございます。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当しないと判断をしました。皆様のご審議の方よろしく申し上げます。

- （職務代理者）ありがとうございました。5番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。

ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

- （議長）日程第2・議第46号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第2・議第46号 朗読

- （議長）1番について9番委員の調査報告をお願いします。

- （9番委員）それでは、5条の1番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。
農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、現況は雑種地になっております。農振区分は農用外で面積は2筆の191㎡となっております。所有権移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的といたしまして、植林及び地蔵菩薩の設置ということです。ここは植林もしてありますし、地蔵菩薩も設置済みでございました。始末書も添付されております。位置図は6ページをご覧ください。

実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地となっております。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番について6番委員の調査報告をお願いします。

○（6番委員）議第46号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をいたします。

議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は94㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は、第3条許可申請に出ておりました農地への通路となっております。農地区分は第1種農地で都市計画用途指定区域外です。既転用となっております、始末書もございます。始末書の内容を読み上げます。「始末書、私は、申請地を申請地に隣接する農地への進入通路として30年以上に渡って利用してきましたが、これまで転用許可を受けることはなく、無断転用の状態となっていました。このことは私の農地法に対する理解不足が原因であり、農地法所定の許可を受けるべきであったと深く反省しているところです。今後はこのようなことが無いよう農地法等関係法令を遵守します。」ということで始末書が出ております。申請地は先ほどの位置図2ページの中に入っております。通路となっておりますが、盛り土及び舗装路を既に通路として作っておられます。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は先ほど報告したとおりです。農地の区分と転用目的については、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと判断いたしました。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について7番委員の調査報告をお願いします。

- （7番委員）議第46号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をいたします。
議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外で面積は1筆の489㎡です。位置図は8ページです。権利種別は使用貸借権設定です。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設です。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりとなっております。事業の目的及び必要性については、現在、両親と同居しているが、手狭になってきたので、隣に新規に住宅を建設し、居住するためでございます。給排水計画につきまして給水は、市の上水道に接続となっております。雨水、生活雑排水、汚水のそれぞれの処理方法につきまして雨水は、道路側溝に排水する。生活雑排水及び汚水につきましては、合併浄化槽を設置し、側溝に排水となっております。被害防除計画につきまして、造成には土地の流出、堆積、崩壊に十分に注意して造成し、それぞれ対応するということとなっております。実質審査表をご覧ください。第3種農地の転用は、許可することができるとなっております。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。

日程第３・議第４７号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第３・議第４７号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が中－４番、中－５番、中－６番は
９番委員が組合員の法人となっております。

農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることは
できませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと
思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙
手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。資料は人経農第４３０号と右上に書い
てある資料になります。令和５年７月１３日付けで、人吉市長から農業経営基盤強化
促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定に
よる農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、１ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今
回について、利用権設定の「田」が２７，０９１㎡、「畑」が１，３４０㎡、合計の２
８，４３１㎡あがってきております。一番下の所有権移転の「田」は１２，４４８㎡、
「畑」が３，２１２㎡、合計の１５，６６０㎡でございました。次に右側の本年累計は
記載のとおりです。

次に２ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になり
ます。公社買入が１件、公社売渡が２件、計の３件でございます。

次に３ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が
２件、再設定が１件、合計の３件あがってきております。いずれの案件も、それぞ
れの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。

次に４ページをご覧ください。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になりま
す。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式
での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が２０，６６３㎡、
「畑」が１，３４０㎡、計の２１，９７３㎡になります。以上、報告終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時9分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（6番委員）農地中間管理機構の利用権設定等状況一覧表の6番についてです。存続期間が8年8ヶ月となっておりますが、この理由は何ですか。通常、10年間が多いと思うのですが。

○（事務局 坂井）通常、公社への貸し付けは10年間となっております。お亡くなりになられたことによって変わってきたのではないかと思います。詳しいことは伺っておりませんので、後ほどお答えしてもよろしいでしょうか。

○（6番委員）はい。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）今、確認をしておりますので、暫時休憩をいたします。

（ 暫時休憩 ）

○（議長）休憩前に続き再開いたします。事務局からお願いします。

○（事務局 坂井）先ほどのご質問についてお答えいたします。実は、令和4年2月の総会で中間管理機構をとおした利用権設定が出ておりました。その時には2筆ございまして、存続期間が10年1ヶ月の契約を結ばれておりました。そのうちの1筆になりますが、今回、面積が変わっております。前は1, 508㎡のうち772㎡あがって

きておりまして、今回は1, 508㎡のうち736㎡となっておりまして、内容が変わってきております。以前は10年1ヶ月でございましたが、それから時間も経っておりまして終期が2032年3月31日までですので、逆算しますと、残の8年8ヶ月になります。面積に伴う変更、そしてそれに伴う残存期間となります。

○（議長）ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決します。

中－4番、中－5番、中－6番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の中－4番、中－5番、中－6番について、原案説明のとおり決することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第4・議第48号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第4・議第48号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権設定を受ける者」が3番は私が組合員の法人となっております。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井） それでは、お手元の人農経第424号と右上に書いてある資料をご覧ください。これは先ほどと同じ中間管理事業を使った案件であります。先ほどは新規の案件で一括方式での意見決定をいただきました。こちらの更新や再配分については促進計画になりますので、その案件になります。

お手元の資料をご覧ください。令和5年7月12日付けで、人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。

次のページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。今回、3件ありました。利用権の転貸の「田」が40,002㎡、「畑」が3,476㎡、合計で43,478㎡あがってきております。貸借を受ける者の全部効率要件、今度耕作をされる方が他の農地も含めてきちんと利用されているのかという全部効率要件、2番の常時従事要件、年間150日以上は農業に従事をしているのかについて審査をお願いします。以上です。

- （議長） ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時31分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長） 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。

3番を除く貸借設定について、原案説明のとり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の３番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第５・議第４９号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第５・議第４９号 朗読

○（議長）１番について２２番委員の調査報告をお願いします。

○（２２番委員）おはようございます。議第４９号の１番について調査報告をいたします。（１）と（２）とありますが、隣接しておりまして、内容が同じになりますので、併せて説明をさせていただきます。総会議案書の６ページをご覧ください。非農地証明願出人、土地の所在、地目、面積、所有者は記載のとおりでございます。令和５年７月１８日に中嶽委員、事務局と私で現地調査を行いました。申請地は、九州自動車道近くにある農地であり、住宅と山林、原野に囲まれており、令和４年度の利用状況調査においてＡ判定した農地であります。現地は、荒れてクズやセイタカアワダチソウなどの雑草が一面に生い茂っており、雑木や竹も数本生えておりました。協議をしました結果、証明書の交付については、農地への復元は不可能と判断し、調査の結果、適当と判断をいたしました。以上、報告をいたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。１の（１）と（２）とありましたが、採決は１つずつ分けて行います。

１の（１）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

次に１の（２）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

2 番について 1 3 番委員の調査報告をお願いします。

○（1 3 番委員）議第 4 9 号、2 番の調査報告をいたします。総会議案書の 6 ページをご覧ください。この案件については令和 5 年 7 月 6 日に前農地利用最適化推進委員と前農業委員、事務局で現地調査を行った結果を事務局から聞いておりますので、報告します。非農地証明書の願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで、面積は 4 筆合計の 3, 4 2 9 m²です。

まず（1）は、温泉町を通る市道 下林南願成寺線に面しており、福川の右岸にある農地です。ここは令和 2 年の水害で被災した農地になります、周辺はすでに非農地になっているところもあり、大きな雑木等はありませんが、災害土砂の堆積がかなりあり、農地への復元は難しいと判断した農地です。つきましては、協議した結果、非農地証明書の交付については適当と判断しました。

続いて（2）、（3）、（4）は、下球磨消防署裏から温泉町にぬける里道を 3 0 0 m ほど入った所にあり、令和 2 年の水害で被災した農地になります、周辺はすでに非農地になっているところもありますが、この 3 筆については、被災後、水稻を作付けされており、その後、遊休農地になっています。協議の結果、現時点では農地への復元は可能と判断しましたので、非農地証明書の交付については不適当と判断しました。以上、報告します。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。2 番につきましては、4 つございますので、採決は 1 つずつ分けて行います。まず、2 番の（1）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

次に 2 番の（2）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
次に２番の（３）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
最後に２番の（４）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第６・議第５０号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第６・議第５０号 朗読

- （議長）それでは、農業振興課から説明をお願いします。

- （農業振興課 村上課長補佐）改めまして、皆さんこんにちは。農業振興課の村上と申します。お手元のＡ４横の資料で左上をホッチキス止めしてあります農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（変更案）の資料を用いまして説明をさせていただきます。ページの方は小さくて申し訳ございませんが、それぞれ下のほうにページが打ってありますので、そちらのページ番号で皆様方のほうにはご説明させていただきます。

それでは、私のほうから日程第６、議第５０号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご説明いたします。今回の本市の基本的な構想の変更は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和５年４月から施行されたことによるものですが、上位の方針であります県の基本方針が令和５年６月に変更されたことによりまして、本市の基本的な構想も併せて変更するものでございます。また、農業経営基盤強化促進法施行規則第２条に市町村が農業経営基盤強化促進法第６条第１項の規定により基本構想を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会及び当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合の意見を聴かなければならないと規定されておりますので、今回、議案として上定しております。変更案の内容につきましては、重要な箇所を中心に説明をさせていただきます。

まず、１ページをご覧ください。目次につきましては、今回、新たに一つ追加しておりますが、こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法

律の施行によるものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。2ページの現状と課題の中ほどから下の所になりますが、新規就農者の動向につきまして、こちらに記載のとおり変更を行っております。

ページは飛びますが、25ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、今回、新たに第3の項目といたしまして、第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項について追加を行いまして、第3の1から4に農業を担う者の確保及び育成の考え方、市町村が主体的に行う取り組み、引き続き26ページになりますが、関係機関との連携・役割分担の考え方、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供、こちらの4つにつきまして、新たに記載をしております。

26ページの第4の項目の変更につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行によるものでございます。

27ページの第4の2の(3)、下のほうになりますが、こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、従来の人・農地プランが地域計画に法定化されましたので、地域計画の策定を通じ農用地の集約化を進めること、担い手への農地の集積を加速することを追記しております。

28ページの上のほうをご覧ください。中山間地域や担い手不足地域での取り組みにつきましても今回、新たに追記しております。

28ページの下になりますが、第5の農業経営基盤強化促進事業に関する事項、こちらの中に①地域計画策定を促進する事業を新たに追加いたしまして、28ページから29ページになりますが、第5の1の(1)から(3)になりますが、地域計画策定における協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準、関係機関の連携等について新たに記載しております。この地域計画は、令和5年度と令和6年度の2カ年で策定することとなっておりますが、市町村は農業者、農業委員会、農地バンク、農業協同組合、土地改良区などによる協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施し、地域の将来の農地の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、目標とする農地利用の姿を示した地図を含むなどを定めた地域計画を策定、公布することとなっております。農業委員会におきましては、農地バンクなどと協力して、目標地図の素案を作成することとなっております。

29ページの第5の2の利用権設定等促進事業に関する事項、こちら29ページの中ほどから下になりますが、こちらにつきましては、国の農業経営基盤強化促進法の基本要綱、こちらの別紙2に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行後においても同法に設けられた経過措置により、引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合、同経過措置の期間の間、引き続き当該農用地利用集積計画に関する記載を行っていただいて、差し支えないと記載されてありますので、29ページ以降の条

文や様式のずれが生じている箇所につきましては、以下、記載のとおり変更を行っております。

ページは飛びますが、37ページをご覧ください。第5の4（1）、農作業の受委託の促進につきましては、地域計画の実現にあたっては、担い手が受けきれない農用地について農作業受委託を促進することを新たに追記しております。

市の基本的な構想の変更につきましては、冒頭でご説明いたしましたとおり、農業委員会及び農業協同組合の意見を聞くこととなっておりますが、既に球磨地域農業協同組合からは令和5年7月18日付けで、市の基本的な構想の変更について異議なしということで意見があっているところでございます。今後のスケジュールにつきましては、農業委員会からの意見、県球磨地域振興局農業普及・振興課からの意見を反映いたしました変更案を作成しまして、県知事の協議を経て県知事の同意を得た後、本市の基本的な構想の変更、公告を行います。変更、公告が済んだ後、本市の基本的な構想を県知事宛てに送付する予定でございます。長くなりましたが、以上で農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の変更について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑及び意見はありませんか。
- （6番委員）4ページのくまもと農業経営継承支援センターを核とありますが、どちらに支援センターが設置されているのか。もう一つですが、モデル経営類型がそれぞれ書いてありますが、熊本県と整合性をとってある程度作成されていると思いますが、この人吉市において該当しないと言いますか、ハードルが高いような気がいたします。今現在、経営類型において到達されている状況が分かれば教えていただければと思います。以上です。
- （農業振興課 村上課長補佐）最初にありました4ページのくまもと農業経営継承支援センターにつきましては、こちらは県の方で作られている施設になります。それから8ページ以降のモデル経営類型につきましては、こちらは県の作物関係でこちらになり作物もありますが、作物類型の基準を作っておりますので、そちらを基本にしながら県の基準にない本市の作物についても取り入れているところでありますが、到達しているかどうかというところにつきましては、そこまでの把握は出来ておりません。
- （6番委員）分かりました。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります資料に目を通す時間を5分間ほどとります。10時56分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑及び意見はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
ここで、会議の時間が1時間を超えて協議をしておりますので、11時10分まで暫時休憩をいたします。

（ 暫時休憩 ）

- （議長）休憩前に続き再開いたします。
日程第7・議第51号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第7・議第51号 朗読

- （議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局係長）農業委員会農地利用最適化実践チームの選任について説明いたします。
配布してあります、農地利用最適化実践チーム設置要領をご覧くださいと思います。第3条実践チームの名称、定数及び所管が定めてあります。また第5条でチーム員は農業委員会の会長が農業委員会総会に諮って指名するとなっておりますので、議案書8ページの選任案をご覧くださいと思います。推進委員の方は地区が決まっておりますので、このようになっております。また、先日の臨時総会で農業委員の方も地区決めを行っておりますので、担当地区がある形になっております。その地区の

チーム員で構成をしておりますので、以上のような案になっております。それぞれの実践チームごとに寄ってリーダーとサブリーダーを選出していただきたいと思いますので、場所を指定させていただきます。前の列が中原地区、真ん中付近を藍田地区、こちらの前の方を人吉地区、その後ろを西瀬地区、一番後ろを大畑地区のチーム員の皆さんで集まっていただいて、それぞれ決めていただければと思います。ご審議の方よりしくお願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、それでは、各チーム内からチームリーダーとサブリーダーを決めていただきますので、各チーム別に席の移動をお願いします。地区担当の職員のところへ移動をお願いします。決まりましたら、私のところまで報告に来てください。

（ 各チームで協議後、議長へ報告をする ）

- （議長）各地区から報告されましたことを発表します。

中原地区、リーダーが 12 番委員、サブリーダーが 1 番委員、西瀬地区、リーダーが 15 番委員、サブリーダーが 8 番委員、藍田地区、リーダーが 19 番委員、サブリーダーが 6 番委員、人吉地区、リーダー 22 番委員、サブリーダー 2 番委員、大畑地区、リーダーが 25 番委員、サブリーダー 3 番委員となっております。以上のことにつきましては、ご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

席は今のままでお願いします。

日程第 8・議第 52 号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第 8・議第 52 号 朗読

- （議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局係長）令和 5 年度農業委員会部会部員選任について説明いたします。先ほどの

資料裏の人吉市農業委員会部会規則をご覧ください。第 2 条に各部会名と所管事項が定めてあります。部会については農政部会と農業振興部会の 2 つの部会になります。農政部会の主な所管事項につきましては、アからキまでとなっております。主に新現就農者等の育成に関すること、農業委員会だよりの発行、意見交換会に関することが主な業務になります。農業振興部会の所管事項としてはアからオまでとなっております。主に農業関係のイベントに関すること、農業団体並びにその他各種団体との連携及び協力に関すること、食育活動、地域との交流支援に関すること。この食育活動の中に耕作放棄地を利用しまして、中原小学校と東間小学校のほうで体験学習を行っておりますので、それが主な業務となっております。以上、説明を終わります。

- （議長）ありがとうございました。各部会の定数が、農政部会は 6 名、農業振興部会は 17 名ということになっております。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、この部会の選任につきましては、実は先ほど集まっていた折に各校区から既に報告を受けております。それを発表させていただきたいと思います。よろしいですか。

「 はい 」 の声

- （議長）それでは、各地区から報告されました農政部会のみを発表します。中原地区から 11 番委員、西瀬地区から 14 番委員、藍田地区から 4 番委員と 19 番委員、人吉地区から 21 番委員、大畑地区から 23 番委員となっております。呼ばれなかった方が農業振興部会になります。なお、会長の私と職務代理者は両部会に出席可能となっておりますことをお知らせいたします。各部会の部長と副部長につきましては、その他事項で決めていただきたいと思います。以上のことにつきまして、ご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。これで本日の議事は全部終了いたしました。これにて令和 5 年度第 8 回人吉市農業委員会総会を閉会します。

(11時13分 終了)

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員